

平成 23 年 3 月 16 日

ダイワボウ情報システム株式会社

営業推進本部 事業推進部

WiMAX 営業グループ

## 東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震に伴う特別措置について

このたびの東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ダイワボウ情報システム株式会社(略称:DIS、本社:大阪市中央区、取締役社長:野上 義博)は、東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により災害救助法が適用された地域において、DIS mobile WiMAX サービスをご契約されているお客様に対し、以下の特別措置を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 支援措置

##### (1) 通信料金支払い期日の延長

###### 【概要】

被災された対象地域のお客様がWiMAX通信サービスのご利用料金を請求書に基づき金融機関窓口でお支払いいただいている場合※、2011年3月ご請求分(2月ご利用分)および4月ご請求分(3月ご利用分)の請求書の支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月延長いたします。

※口座振替・クレジットカードによるお支払いは対象外となります。

###### 【対象のお客様】

請求書送付先が青森県、岩手県、宮城県、福島県、長野県、新潟県、千葉県、栃木県、茨城県の災害救助法適用地域内のお客様※

※DIS が提供する、DIS mobile WiMAX サービスをご契約されているお客様

被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ窓口】

■ダイワボウ情報システム株式会社

営業推進本部 事業推進部 WiMAX 営業グループ

TEL:03-5746-6461 FAX:03-5746-6496

DIS mobile WiMAX の情報サイト <http://www.diswimax.jp/>

e-mail: [support@pc-daiwabo.co.jp](mailto:support@pc-daiwabo.co.jp)